

用語解説

あ行

あ	空き家バンク (あきやばんく)	空き家の賃貸・売却の希望者から申込みを受けた情報を空き家の利用希望者に紹介する制度。
----------	--------------------	--

か行

き	居住誘導区域 (きょじゅうゆうどうくいき)	商業・医療・福祉・子育て等の都市機能が維持されるよう居住を誘導し、人口密度を確保する区域。
	緊急輸送道路 (きんきゅうゆうそうどうろ)	災害直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために指定された道路。
こ	公共交通空白地域 (こうきょうこうつうくうはくちいき)	駅やバス停が一定の距離範囲内(駅から800m、バス停から300m)にない地域。
	公共交通ネットワーク (こうきょうこうつうねっとわーく)	鉄道・バスなどの公共交通を駅などの拠点や住宅地間で結ぶネットワーク。
	工業専用地域 (こうぎょうせんようちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居等の建築はできない。
	工業地域 (こうぎょうちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の業務の利便の増進を図る地域。工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテル等は建築できない。
	高度利用 (こうどりよう)	高層な建物の誘導による効率的な土地利用を図るための施策。

さ行

し	市街化区域 (しがいかくいき)	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域 (しがいかちょうせいくいき)	都市計画区域のうち、市街地としての開発や整備を抑制する区域。
	自然増減 (しぜんぞうげん)	出生と死亡による人口の増減。出生が死亡を上回る状況を「自然増」という。

自動車専用道路 (じどうしゃせんようどうろ)	都市高速道路や都市間高速道路、一般自動車等、自動車交通のための道路で、自動車以外は通ることができない。
社会増減 (しゃかいぞうげん)	住民が市外に転出することや市外から転入することによる人口の増減。市外へ出て行く人が多い状況を「転出超過」、市内へ入ってくる人が多い状況を「転入超過」という。
住宅セーフティネット (じゅうたくせーふていねっと)	自力では民間市場で住まいを確保することが困難な方々(住宅確保要配慮者)に対し、住まいの安定を保障する社会的な機能や役割のこと。
人口集中地区 (D I D) (じんこうしゅうちゅうちく(でいあいでのい一))	統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域。

た行

た	第一種中高層住居専用地域 (だいいっしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。住宅のほか、病院や大学、500m ² までの店舗も建てられる。
	第一種低層住居専用地域 (だいいっしゅていそうじゅうきよせんようちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域。住宅のほか、診療所、保育所・幼稚園等は建てられるが、店舗や病院等は建てられない。
	第二種中高層住居専用地域 (だいにしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、主に中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。病院や大学のほか、1,500m ² までの店舗や事務所等の必要な利便施設も建てられる。
ち	地価公示 (ちかこうじ)	地価公示法に基づき、国土交通省が毎年1回公示する標準地の価格のことで、土地の取引の目安となる。
	地形地物 (ちけいちぶつ)	土地の形状や地上にあるもの。
と	特別用途地区 (とくべつようとちく)	用途地域内の一定の地区において、建築物の制限等により、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図る地区。用途地域の指定を補完して定める地区。特別用途地区内では、建築物の制限又は禁止に関して必要な規定が、地方公共団体の条例で定められる。

参考資料

都市機能増進施設 (としきのうぞうしんしせつ)	居住者の共同の福祉や生活の利便性を向上させる商業・福祉・子育て等の施設。
都市機能誘導区域 (としきのうゆうどうくいき)	商業・福祉・子育て等の都市機能を拠点に誘導し、集積を図る区域。
都市計画運用指針 (としけいかくうんようししん)	都市計画制度の運用に関して原則的な考え方が示された国土交通省が定める指針。
都市計画区域 (としけいかくくいき)	都市計画法第5条に規定された、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。
土地区画整理事業 (とちくかくせいりじぎょう)	公共施設の整備と宅地の利用増進を進めるため、土地区画整理法に基づいて、土地の区画の形成の変更と公共施設の整備を行う事業。

は行

は	ハザードマップ (はざーどまっぷ)	地震や津波、高潮等の自然災害が発生した場合の災害想定区域や避難場所等、避難経路を示した地図。
ひ	避難行動要支援者 (ひなんこうどうようしえんしゃ)	災害発生時や災害発生のおそれがあるとき、自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難を行うために支援を要する人。
ふ	フラット35 (ふらっとさんじゅうご)	民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、最大35年の全期間固定金利の住宅ローン。

や行

ゆ	誘導施設 (ゆうどうしせつ)	都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設。
よ	用途地域 (ようとちいき)	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業等の都市の諸機能を適切に配分するため、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態、密度等の規制を通して、目的にあった建築物を誘導するために指定するもの。本市では、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の11種類の用途地域を指定している。

ら行

れ	連続立体交差事業 (れんぞくりったいこうさじぎょう)	鉄道を高架化または地下化することにより、道路と交差する複数の踏切を除去し、道路交通の円滑化を図る事業。
---	-------------------------------	---